

# 環境指導課

( 裏 面 白 紙 )

# 1 生活衛生関係

## (1) 生活衛生営業施設数及び監視指導状況

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の衛生確保のため、監視指導を実施している。

令和2年3月31日現在

区分 市村等	旅館				公衆浴場		興行場	理容所	美容所	クリーニング所	
	ホテル	旅館	簡宿	下宿	普通	その他				工場	取次店
上小阿仁村	0	1	2	0	0	1	0	5	5	0	1
監視件数 (令和元年度)	0	1	0	0	0	1	0	4	4	0	1
指示件数	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	口頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成20年度から、生活衛生営業関係許認可事務は北秋田市へ移譲。

## (2) 墓地、火葬場等

墓地、火葬場等については、「墓地、埋葬等に関する法律」により所要の規則措置が定められている。なお、これらの経営認可事務等はすべて市町村へ委譲されている。

令和2年3月31日現在

区分 市村	墓地					火葬場	納骨堂
	公営	民法法人	宗教法人	個人	その他		
北秋田市	66	0	15	88	3	2	0
上小阿仁村	28	0	2	0	0	0	0
計	94	0	17	88	3	2	0

## 2 水 道

安全な水道水確保のため水道週間を中心に水道施設の適正な維持管理、定期水質検査の実施などについて監視指導を実施している。

### (1) 水道普及率

令和2年3月31日現在

市村名	行政区 域内総 人口	上水道		簡易水道		専用水道		合計		普及率	小規模水道		総計		普及率 (小規模水 道含む)
		施設 数	現在給 水人口	箇所 数	現在給 水人口	施設 数	給水 人口	施設 数	給水 人口		施設 数	給水 人口	施設 数	給水 人口	
北秋田市	31,526	2	20,584	14	9,552	1	0	17	30,136	95.6%	3	67	20	30,203	95.8%
上小阿仁村	2,195	0	0	4	2,141	0	0	4	2,141	97.5%	0	0	4	2,141	97.5%
計	33,721	2	20,584	18	11,693	1	0	21	32,277	95.7%	3	67	24	32,344	95.9%

※ 北秋田市へ許認可等事務を権限移譲：専用水道（H18年度）、小規模水道（H19年度）、簡易専用水道（H18年度）

※ 上小阿仁村へ許認可等事務を権限移譲：専用水道（H24年度）、簡易専用水道（H24年度）、小規模水道（H27年度）

### (2) 飲用水水質検査及び監視指導状況

令和元年度

施設区分	項目	施設 数	全項目検査				省略検査		監視指導		
			原水		給水栓水		給水栓水		監視 件数	指示件数	
			適	要 注意	適	不 適	適	不 適		口 頭	文 書
上水道	2	3	0	4	0	8	0	0	0	0	
簡易水道	18	42	0	180	0	366	0	5	0	0	
計	20	45	0	184	0	374	0	5	0	0	

※ 許認可等事務の権限移譲により北秋田市の専用水道・小規模水道・簡易専用水道、上小阿仁村の専用水道・小規模水道・簡易専用水道は除く。

## 3 特定建築物

多数の人が使用したり、利用する一定規模以上の建築物は、良好な衛生的環境を確保し、公衆衛生の向上と増進を図るため、法律により維持管理についての基準等が定められている。

### (1) 特定建築物

令和2年3月31日現在

区 分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
上小阿仁村	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 特定用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物。ただし、学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000㎡以上

※ H20年度から北秋田市へ許認可等事務を権限移譲。

### (2) ビル管理法に基づく登録者数

令和2年3月31日現在

区 分	建築物 清掃業	空気環境 測定業	空気調和用 ダクト清掃 業	飲料水水質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみこん 虫防除業	環境衛生 総合管理 業
北秋田市	-	-	-	-	1	-	-	-
上小阿仁村	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	1	-	-	-

## 4 廃棄物関係

### (1) ごみ処理

管内の家庭等から排出される可燃性ごみ及び粗大ごみは、北秋田市のごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設で処理されており、不燃性ごみについては最終処分場で埋立処分が行われている。

#### ①ごみ処理施設

令和2年3月31日現在

事業主体	施設名 (所在地)	施設の種類	着工 竣工	規模	方式	関係市町村
北秋田市	クリーンリサイクルセンター  (北秋田市坊沢字大野宮後150)	焼却炉	S63.9 H 2.4	60t/16h (30t×2基)	ストーカー炉 准連続	北秋田市 上小阿仁村
			H28.5 H30.3	50t/16h (25t×2基)	流動床炉 准連続	
		粗大ごみ処理施設	H1.8 H2.4	30t/5h	破砕圧縮	
		資源化施設	H12.3	4.7t/5h	圧縮梱包	
北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	破砕施設  (北秋田市米内沢字長下199)	破砕施設	H17.3	19.5t/8h	破砕	北秋田市 上小阿仁村

#### ②一般廃棄物最終処分場

令和2年3月31日現在

事業主体	施設名	埋立地所在地	埋立開始 年 月	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	埋立全体容積 (m <sup>3</sup> )	
稼働中	北秋田市	鷹巣埋立地最終処分場	北秋田市栄字徳左エ衛門谷地15-1	S47.10	25,009	162,399
	北秋田市	北秋田市一般廃棄物最終処分場	北秋田市栄字徳左エ衛門谷地50-2	H 5. 4	17,000	80,000
	北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	長下処分施設	北秋田市米内沢字長下199	H 8. 4	11,750	42,200
休止中	北秋田市	阿仁町不燃物処理場	北秋田市阿仁荒瀬川櫃畑10	S48. 5	19,177	63,900
	上小阿仁村	上小阿仁村営廃棄物処理場	上小阿仁村南沢字高落	S50.11	14,253	427,000

### (2) し尿処理

管内で排出される汲取し尿は、北秋田市周辺衛生施設組合のし尿処理施設で処理されている。北秋田市周辺衛生施設組合による処理は平成31年度で終了し、令和2年度からは北秋田市と上小阿仁村のし尿等を処理する施設として供用が開始される。下水道については、平成9年4月から森吉町公共下水道が一部供用開始となり、平成10年4月には鷹巣町公共下水道、平成14年4月には上小阿仁村公共下水道、平成15年4月には阿仁町公共下水道、平成18年4月からは合川町公共下水道が供用開始されるなど整備が進んでいる。

#### ①し尿処理施設

令和2年3月31日現在

事業主体	施設名	所在地	着工 竣工	規模	方式	関係町村
北秋田市周辺衛生施設組合	米代流域衛生センター	北秋田市脇神字三ツ屋岱1-1	H4.5 H6.3	100kl/日	高負荷脱窒素方式+高度処理施設	北秋田市 上小阿仁村 旧二ツ井町 藤里町
北秋田市	北秋田市し尿処理施設	北秋田市鷹巣字小沼15, 16地内	H30.8 -	46kl/日	前処理 + 希釈方式 (下水道投入方式)	北秋田市 上小阿仁村

②浄化槽設置基数

区 分	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	1 年度末
北秋田市	2,406	2,418	2,451	2,212	2,226	2,225	2,238	2,240	2,238	2,235
計	2,406	2,418	2,451	2,212	2,226	2,225	2,238	2,240	2,238	2,235

※ H20年度から上小阿仁村へ届出等事務を権限移譲。

※ H25年度末の浄化槽設置基数は、H23～H24年度浄化槽台帳整備推進事業の成果を反映し、大幅減となっている。

③浄化槽の種類別、規模別設置基数

令和2年3月31日現在

区 分	人 槽種類	0～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～	計	合計
		北秋田市	単独	576	117	33	13	1		
	合併	1,352	50	29	29	10	11	10	1,491	
計	単独	576	117	33	13	1	4	0	744	2,235
	合併	1,352	46	29	29	10	11	10	1,491	

④浄化槽の法定検査実施率

年度	項目 施設数 (A)	受検数 (B)	受検率(%) (B/A)	判 定		
				適	おおむね適	不適
22年度	2,406	1,837	76.4%	1,528	247	62
23年度	2,418	1,818	75.2%	1,442	311	65
24年度	2,451	1,818	74.2%	1,434	316	68
25年度	2,212	1,856	83.9%	1,544	261	51
26年度	2,226	1,789	80.4%	1,603	144	42
27年度	2,225	1,866	83.9%	1,636	175	55
28年度	2,238	2,002	89.5%	1,733	215	54
29年度	2,240	1,850	82.6%	1,633	177	40
30年度	2,238	1,874	83.7%	1,651	177	46
1 年度	2,235	1,860	83.2%	1,533	251	76

(3) 産業廃棄物

①産業廃棄物処理施設

令和2年3月31日現在

区 分	施設種別	施設等数
産業廃棄物処理施設	焼却施設（廃プラスチック類）	1
	破碎施設（木くず、がれき類）	18
	最終処分場	1

②産業廃棄物処理業

令和2年3月31日現在

区 分	許可種別	許可業者数
産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業	45
	産業廃棄物処分業	7
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	5
	特別管理産業廃棄物処分業	1

(4) 自動車リサイクル法関係

令和2年3月31日現在

区 分	登録・許可種別	事業者数
自動車リサイクル法	引取業	14
	フロン類回収業	8
	解体業	3
	破碎業	0

(5) 廃棄物関係施設等監視指導状況

令和元年度

分類	項目		施設数	監視指導件数		
				監視件数	指導件数	
					口頭	文書
一般廃棄物	埋立処分地施設		5	4	0	0
	ごみ処理施設		4	2	0	0
	し尿処理施設		1	1	0	0
	小 計		10	7	0	0
産業廃棄物	処理施設	処分業者	27	54	2	0
		事業者及び公共	2	2	0	0
		再生利用業者施設	0	0	0	0
	産業廃棄物収集運搬業者		10	19	0	0
	特別管理産業廃棄物排出事業所	感染性廃棄物排出事業所	2	5	0	0
		特定有害産廃排出事業所	24	6	0	0
		PCB機器等保管事業所	15	5	1	0
		その他特管産廃排出事業所	-	2	0	0
産業廃棄物排出事業所		-	6	1	0	
小 計		80	99	4	0	
浄化槽	処理対象人員501人以上		9	2	0	0
	処理対象人員500人以下		2,271	0	0	0
	浄化槽保守点検業者		3	1	0	0
	小 計		2,283	3	0	0
不法投棄監視			-	6	0	0
自動車リサイクル法	引取業者		14	5	0	0
	フロン類回収業者		8	5	0	0
	解体業者		4	4	0	0
	破碎業者		0	0	0	0
	小 計		26	14	0	0
その他	フロン排出抑制法（1種フロン回収業者）		6	1	0	0
合 計			2,405	130	4	0

## 5 公 害 関 係

工場、事業所からのばい煙や排出水による公害の発生を未然に防ぐため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び県公害防止条例の規制対象施設について、排出基準適合状況及び施設の維持管理状況等の監視指導を実施している。

### (1) 大気関係

#### ①届出状況

令和2年3月31日現在

区分		市村名	北秋田市		上小阿仁村		管内計	
			施設数	工場・事業所数	施設数	工場・事業所数	施設数	工場・事業所数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	1 ボイラー	80	59	3	2	83	61
		5 金属溶解炉	1	1	0	0	1	1
		6 金属加熱炉	7	2	0	0	7	2
		9 焼成炉	5	3	0	0	5	3
		11 乾燥炉	12	7	0	0	12	7
		13 廃棄物焼却炉	3	2	0	0	3	2
		29 ガスタービン	4	3	0	0	4	3 <2>
		30 ディーゼル機関	7	6	0	0	7	6 <2>
		計	119	83	3	2	122	85
	粉じん発生施設	2 堆積場	-	-	0	0	0	0
		3 ベルトコンベア	-	-	0	0	0	0
		4 破砕機	-	-	0	0	0	0
		5 ふるい	-	-	0	0	0	0
		計	-	-	0	0	0	0
小計		119	83	3	2	122	85	
県公害防止条例	ばい煙	1 ボイラー	82 (41)	56 (27)	4 (1)	3 (1)	86 (40)	59 (28)
		2 廃棄物焼却炉					0	0
		計	82	56	4	3	86	59
	粉じん	1 堆積場	-	-	0	0	0	0
		2 チップ製造施設等	-	-	0	0	0	0
		計	-	-	0	0	0	0
	小計		82	56	4	3	86	59
総計		201	139	7	5	208	144	

・工場・事業場数の計は実数であり、各施設ごとの工場・事業場の合計とは一致しない。  
 ・大気汚染防止法及び秋田県公害防止条例のいずれにも対象となるボイラーについては、指定ばい煙発生施設のボイラーの欄の( )に内数で示す。

・ガスタービン及びディーゼル機関は電気事業法による届出であり、ばい煙発生施設と重複する実事業場数を< >内に示す。

※ 粉じん発生施設の届出等事務について、H20年度から北秋田市へ権限移譲。

#### ②立入検査状況

令和元年度

	ばい煙		粉じん		特定粉じん		合計	
	施設数	指導件数	施設数	指導件数	施設数	指導件数	施設数	指導件数
現地確認	27	2	0	0	3	0	30	2

(2) 水質関係

①届出状況

令和2年3月31日現在

特定施設等		北秋田市	上小阿仁村	計	
水質汚濁防止法	1	鉱業	1	0	1
	1の2	畜産農業	10	0	10
	2, 4, 5, 8, 10, 16, 17	食料品製造業	21	2	23
	20	染毛業	0	0	0
	21の3	接着機洗浄施設	3	0	3
	22	木材薬品処理業	1	0	1
	23の2	新聞、出版、印刷業	3	0	3
	38	石けん製造業	1	0	1
	54, 55	生コン、セメント製品製造業	2	0	2
	59, 60	砂利採取、採石業	2	0	2
	61	鉄鋼業	1	0	1
	63, 65, 66	酸、アルカリ表面処理施設等	2	0	2
	66の3	旅館業	36	2	38
	66の4	共同調理場	2	0	2
	67	洗たく業	9	0	9
	68	自動現像洗浄施設	4	0	4
	68の2	病院	1	0	1
	69	と畜業等解体施設	1	0	1
	70の2, 71	自動車整備業、自動洗車機	16	2	18
	71の2	試験検査施設	3	0	3
71の3	一般廃棄物処理施設	1	0	1	
71の5, 71の6	トリクロロエチレン洗浄施設、蒸留施設	2	0	2	
72, 73	し尿処理施設、下水道	14	2	16	
	小計	136	8	144	
県条例	1	畜産農業	17	0	17
	2	ガソリンスタンド、自動車整備業等	41	3	44
	3	病院	1	0	1
		小計	59	3	62
	総計	195	11	206	

②立入検査状況

令和元年度

	水質汚濁防止法																	県条例				総計							
	鉱業	畜産農業	食料品製造業	染毛業	接着機洗浄施設	木材薬品処理業	新聞、出版、印刷業	製造業	生コン、セメント製品	砂利採取、採石業	鉄鋼業	酸、アルカリ表面処理施設等	旅館業	共同調理場	洗たく業	病院	と畜業等解体施設	自動車整備業、自動洗車機	試験検査施設	一般廃棄物処理施設	浄施設、蒸留施設		トリクロロエチレン洗浄施設	し尿処理施設、下水道	小計	畜産農業	ガソリンスタンド、自動車整備業等	病院	小計
分析検査数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	10	18	0	0	1	1	19	
不適合数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	
項目別不適合数	p H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	S S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	B O D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2
	油分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大腸菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
現地確認	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	0	1	0	0	1	1	2	11	22	1	1	1	1	3	25	
指導件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	0	1	0	1	6		

(3) 公害苦情状況 (受付件数)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
大気汚染	0	0	0	0	0	0
水質汚濁	0	0	1	2	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0
騒音	0	0	0	0	0	0
震動	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	1	0	1	0	0
その他	0	0	1	2	0	0
計	1	1	2	5	0	0

## 6 温泉関係

(1) 温泉の概況  
(浴用・飲用利用分)

令和2年3月31日現在

市村	温泉地名	源泉総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数				ゆー出量(L/分)		宿泊施設数	収容施設定員	温泉利用の公衆浴場数	主たる泉質名
			自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25～42℃未満	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力				
北秋田市	明利又	1			1		1					452				カルシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	湯ノ岱	1	1				1					42			1	ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	長寿	1	1					1				600			1	ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	柚	1	1					1				77	2	129	2	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
北秋田市	下前田	1			1			1				60				ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
北秋田市	阿仁前田	1	1					1				165			1	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
北秋田市	あゆの湯1号	1	1				1					200	1	46	1	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
北秋田市	打当1号	1			1			1				200				ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
北秋田市	打当2号	1	1					1				330	1	69	1	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
北秋田市	銀山	1			1	1						5				ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
北秋田市	森吉阿仁	1			1			1				188				ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	セセラギ	1			1		1					200				ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉
北秋田市	高津森	1			1	1						15				含鉄(III)-ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
北秋田市	漣	1	1					1				616			1	ナトリウム-塩化物強塩泉
北秋田市	大野台金沢	1	1					1				230			1	ナトリウム-塩化物泉
北秋田市	伊勢堂岱温泉縄文の湯	1	1						1			100				ナトリウム-塩化物強塩泉
北秋田市	伊勢堂岱温泉縄文の湯2号	1	1						1			40	1	65	1	ナトリウム-塩化物強塩泉
上小阿仁村	山ふじ2号	1	1				1					61			1	単純硫黄泉

## 7 食品衛生関係

施設の監視や食品の検査及び衛生教育などとおして、食品の安全確保に努めている。

### (1) 許可を要する営業施設数

令和2年3月31日現在

業 種		北秋田市	上小阿仁村	計
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	170	7	177
	仕出し屋・弁当屋	54	2	56
	旅館	23	1	24
	自動販売機	-	-	-
	移動販売車	2	1	3
	露天	29	2	31
	その他	29	2	31
	小 計	307	15	322
喫茶店 営業	自動販売機	25	-	25
	移動販売車	-	-	-
	露天	2	-	2
	その他	10	-	10
	小 計	37	-	37
菓子 製造業	露天	1	-	1
	その他	48	12	60
	小 計	49	12	61
乳処理業		-	-	-
乳製品製造業		-	-	-
集乳業		-	-	-
魚介類 販売業	移動販売車	5	-	5
	その他	48	6	54
	小 計	53	6	59
魚介類せり売り営業		-	-	-
魚肉ねり製品製造業		-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業		2	-	2
かん詰又はびん詰食品製造業		3	1	4
あん類製造業		1	-	1
アイスクリーム類製造業		-	-	-
乳 類 販売業	自動販売機	12	1	13
	移動販売車	2	-	2
	その他	60	7	67
	小 計	74	8	82
食肉処理業		7	-	7
食 肉 販売業	自動販売機	-	-	-
	移動販売車	4	-	4
	その他	71	7	78
	小 計	75	7	82
食肉製品製造業		1	-	1
乳酸菌飲料製造業		-	-	-
食用油脂製造業		-	1	1
みそ製造業		2	-	2
しょうゆ製造業		-	-	-
ソース類製造業		2	-	2
酒類製造業		2	-	2
豆腐製造業		3	-	3
納豆製造業		-	-	-
めん類製造業		4	-	4
そうざい製造業		28	2	30
添加物製造業		3	-	3
清涼飲料水製造業		-	-	-
氷 雪 製造業	自動販売機	-	-	-
	その他	1	-	1
	小 計	1	-	1
冰雪販売業		-	-	-
合 計		654	52	706
30 年 度		637	51	688
29 年 度		667	52	719

(2) 営業許可及び監視指導状況

令和元年度

業 種	区 分	申 請 書 受 理 件 数		許 可 件 数		廃業 届 出 件 数	監 視 指 導 件 数	行 政 処 分 件 数					
		新 規	継 続	新 規	継 続			不 許 可	営 業 停 止	回 収 命 令	始 末 書 論	指 示 書	
飲食店 営 業	一般食堂・レストラン等	12	28	12	28	11	59						
	仕出し屋・弁当屋	2	8	2	8	4	30						
	旅館		5		5		9				1	1	
	移動販売車						2						
	自動販売機												
	露天営業	1	2	1	2		19						
	臨時営業	72		72		72	4						
	農家民宿												
	その他	6	7	6	7	6	31						
小 計	93	50	93	50	93	154				1	1		
菓子 製造業	移動販売車												
	露天営業		1		1		3						
	臨時営業	1		1		1							
	その他	5	9	5	9	7	25				1	1	
小 計	6	10	6	10	8	28				1	1		
乳処理業													
乳製品製造業													
集乳業													
魚介類 販売業	移動販売車						4						
	その他	6	8	6	8	5	47						
	小 計	6	8	6	8	5	51						
魚介類せり売り営業													
魚肉ねり製品製造業													
食品の冷凍又は冷蔵業							1						
かん詰又はびん詰食品製造業		1		1			3						
喫茶店 営 業	移動販売車												
	自動販売機		6		6	4	15						
	露天営業						4						
	臨時営業	25		25		25							
	その他		2		2		4						
小 計	25	8	25	8	29	23							
あん類製造業							21						
アイスクリーム類製造業													
乳 類 販売業	移動販売車												
	自動販売機		2		2	4	2						
	その他	3	7	3	7	7	37						
	小 計	3	9	3	9	11	39						
食肉処理業		3		3			9						
食 肉 販売業	移動販売車												
	自動販売機												
	その他	7	12	7	12	7	68						
	小 計	7	12	7	12	7	68						
食肉製品製造業							1						
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業													
みそ製造業							1						
しょうゆ製造業													
ソース類製造業	1		1				2						
酒類製造業							1						
豆腐製造業		1		1	3		1						
納豆製造業													
めん類製造業		1		1			5						
そうざい製造業	2	5	2	5	2		22						
添加物製造業		1		1			3						
清涼飲料水製造業													
氷 雪 製造業	自動販売機												
	その他												
	小 計												
冰雪販売業													
合 計	143	109	143	109	158	433	-	-	-	2	2		
30年度	136	85	136	85	158	515	-	-	-	2	2		
29年度	144	102	144	102	192	327	-	-	-	-	2		

(3) 許可を要しない営業施設数及び監視指導状況

令和元年度

業 種	区 分	施設数	監視 指導 件数	行政処分件数				
				営業禁止	営業停止	回収命令	始末書 説 論	指示書
給 食 設 施	学 校	4	3					
	病院・診療所	2	2					
	事 業 所							
	そ の 他	33	12					
乳さく取業								
食品製造業		32	7					
野菜果物販売業		124	66					
そうざい販売業		89	60					
菓子（パンを含む）販売業		155	73					
食品販売業（上記以外）		175	75					
添加物（規格なし）製造業								
添加物販売業		75	52					
器具容器包装おもちゃ の製造又は販売業		39	51					
合 計		728	401	-	-	-	-	-
30年度		750	506	-	-	-	-	-
29年度		857	115	-	-	-	-	-

## (4) 食品等の検査状況

令和元年度

食 品	検査項目	理化学		細菌学		備 考
		検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	
菓子類				15	1	
乳及び乳製品						
食 肉						
食肉製品						
鯨肉製品						
魚介類						
魚介類加工品						
冷凍食品						
清涼飲料水						
豆腐及びその加工品						
めん類				9		
そうざい及びその半製品				16		
弁当類				4		
調理パン						
果実・野菜類						
果実・野菜類加工品		2				
調味料		2		3		
漬 物						
も ち						
食品添加物及びその製剤		40				
器具・容器包装						
その他の食品				2		
合 計		44	0	49	1	
30年度		44	0	49	0	
29年度		49	0	52	1	

(5) 食品及び添加物などの現場検査実施状況

施設の監視とあわせ、食品等の腐敗・変敗状況及び表示の適正化等について検査を実施している。

令和元年度

食 品 名	検査件数	違反件数
菓子類	566	2
乳及び乳製品	223	
食 肉	298	1
食肉製品	332	
鯨肉製品	50	
魚介類	249	1
魚介類加工品	345	
冷凍食品	268	
清涼飲料水	323	
豆腐及びその加工品	208	1
めん類	281	
そうざい及びその半製品	448	
弁当類	277	

食 品 名	検査件数	違反件数
調理パン	227	
果実・野菜類	677	
果実・野菜類加工品	812	1
調味料	288	
漬 物	222	
も ち	170	
食品添加物及びその製剤	148	
器具・容器包装	218	
その他の食品	549	
合 計	7,179	6
30年度	8,860	12
29年度	2,540	5

(6) 違反食品等発見届出状況

令和元年度

食 品		食 品													計	30 年 度	29 年 度							
		菓子類	乳及び乳製品	食肉	食肉製品	鯨肉製品	魚介類及びその加工品	冷凍食品	清涼飲料水	豆腐及びその加工品	めん類	そう菜類	弁当類	調理パン				果実・野菜その加工品	調味料類	漬物	もち	その他の食品	食品添加物	器具及び容器包装
区 分																								
食品衛生 監視員に よる発見	県内産	2		1		1								1							5	12	5	
	県外産									1											1	0	0	
	小計	2		1		1								1							6	12	5	
県内消費 者からの 届出	県内産																					1	0	
	県外産																					0	0	
	小計																					1	0	
県外から の届出	県内産																					0	0	
	小計																					0	0	
合 計	県内産	2				1								1							5	13	5	
	県外産																				1	0	0	
	小計	2				1								1							6	13	5	
違 反 理 由	6 条			1		1				1				1							4	0	0	
	10 条																					0	0	
	11 条	成分規格																					0	0
		製造基準																					0	0
		保存基準																					0	0
		添加物使用基準																					0	0
	その他																					1	0	
	20 条																					0	0	
	その他																					0	0	
	食品表示法 第5条	2																				2	12	5
行 政 処 分 内 容	製品の廃棄命令件数																					0	0	
	その他必要な措置件数																					0	0	
行 政 処 分 外 以	告発件数																					0	0	
	始末書等徴収 口頭説諭件数	2		1		1				1				1							6	13	0	
	その他の措置件数 (指示書等)																					1	5	

※ 収去検査・特殊検査・食中毒などの原因究明検査を除く。

(7) 食中毒発生状況

年度	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
元	(発生無し)						
30	(発生無し)						
29	H29.10.6	北秋田市	5	5	きのこの煮つけ	植物性自然毒 (ツキヨタケ)	家庭
28	H28.9.27	北秋田市	4	4	きのこ汁	植物性自然毒 (クサウラベニタケ)	家庭
27	(発生無し)						
26	(発生無し)						
25	(発生無し)						
24	H24.10.15	北秋田市	9	9	だまご鍋	植物性自然毒 (イッポンシメジ)	家庭

(8) 衛生教育等食品衛生普及啓発事業

令和元年度

区分	対象				計	30年度	29年度
	営業者	消費者	その他	計			
実施回数	19		14	33	20	23	
受講者数	309		551	860	417	386	

(9) ふぐ講習会修了者数及び営業届出施設数

令和元年度

区分	講習会修了者数			営業施設数 (累計)			
	処理過程	販売過程	計	処理・加工	調理	販売	計
施設数	0	0	0	0	9	5	14

(10) 自主管理推進状況

((社)秋田食品衛生協会北秋田支部事業)

事業	年 度			
	元年度	30年度	29年度	
食品衛生指導員巡回指導	延人員	61 人	77 人	94 人
	延施設数	223 施設	281 施設	319 施設
食品衛生指導員研修会参加者	5 人	8 人	8 人	
食品衛生任者養成講習会受講者	25 人	31 人	34 人	
食品衛生責任者再教育研修会参加者	36 人	45 人	28 人	
腸内細菌検査	延 2,064 人	延 2,069 人	延 2,059 人	
食品等の自主衛生検査	329 件	378 件	347 件	

※ 食品衛生指導員数 24人 (令和2年3月31日)

## 8 狂犬病予防・動物の愛護及び管理関係

犬の登録と狂犬病予防注射の完全及び放し飼い犬の取締りなどにより、犬の危害防止に努めている。

### (1) 狂犬病予防業務実施状況

令和2年3月31日現在

区分 市村名	登録実頭数	犬の鑑札 再交付件数	予防注射頭数		
			集 合	個 別	計
北秋田市	1,313	0	643	361	1,004
上小阿仁村	129	0	71	19	90
合計	1,442	0	714	380	1,094
30年度	1,451	0	800	389	1,189
29年度	1,592	0	777	375	1,152

### (2) 犬の危害防止

区 分		年 度		元年度	30年度	29年度
犬の危害防止 業務実施状況	抑留頭数	捕 獲		4	6	8
		引取り	生後91日以上	1	0	4
			生後91日以内	0	0	3
			小 計	1	0	7
		計		5	6	15
	処分頭数	飼主返還		0	3	3
		移 送 等		5	3	12
		計		5	6	15
	措置命令件数					
	始末書等件数			1		
犬に関する被害、 苦情等の届出状況	一般苦情	野犬、放し飼い犬		7	4	10
		けい留の方法				
		なき声等				
		そ の 他				
		計		7	4	10
	衛生上 の苦情	脱 糞			1	
		悪 臭				
		脱 毛				
		そ の 他				1
		計		0	1	1
	被害状況	人の咬傷(件数)		4	1	
		家畜等の被害				
		農地、庭園荒らし				
そ の 他						
計		4	1	0		
合 計			11	6	11	

### (3) 猫の引取り状況(県北地区)

区 分		年 度		元年度	30年度	29年度
飼い猫の引取り数	生後91日以上		48	38	42	
	生後90日以内		70	13	57	
所有者不明猫の引取り数	生後91日以上		10	8	18	
	生後90日以内		70	48	47	
返還等			3	2	0	
動物管理センターへの移送数			195	105	164	

## 9 死亡獣畜取扱場関係

死亡獣畜取扱場の適正管理について、監視指導に努めている。

### (1) 死亡獣畜取扱場の利用状況

令和元年度

区分 市村名	施設数			死亡獣畜取扱場の利用状況						
	死亡獣畜取扱場		に法 第八 条の 規定 による 準用 の 施設	計	牛	馬	豚	めん羊、 山羊	その他	計
	埋却	解体								
北秋田市	4	1	1	6	308	3				311
上小阿仁村	1			1						0
合計	5	1	1	7	308	3	0	0	0	311
30年度	5	1	1	7	291	5		1		297
29年度	5	1	1	7	290	5		0		295

### (2) 死亡獣畜取扱場

市村名	施設の名称	種類
北秋田市	北部地域家畜検査冷蔵保管施設	解体
北秋田市	北秋田市鷹巣死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	北秋田市阿仁死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	北秋田市阿仁前田死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	北秋田市森吉死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	県北地区死亡獣畜保冷施設	貯蔵
上小阿仁村	五反沢へい獣処理場	埋却

